

## 井原市貨物自動車運送事業一時支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の中、市民生活を支える重要な社会インフラの一つであり、燃料費高騰の直接的影響を受けている貨物自動車運送事業者に対して、その事業活動の維持・改善を図るため予算の範囲内において井原市貨物自動車運送事業一時支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を令和3年4月1日から申請日までの期間において受けている事業者であること。
- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で、法人にあっては市内に本店を有するものとし、個人事業主にあっては、市内に住所及び有人の事業所を有し、収入の2分の1以上が事業に係る収入であるもの。
- (3) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 今後も事業を継続する意思があること。

### (支援金の額及び回数)

第3条 支援金の額は、交付対象者が所有する車両1台当たり45,000円とし、その車両は次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証の交付を受けていること。
- (2) 前号の自動車検査証において、所有者が交付対象者であり、自動車の種別が普通であり、用途が貨物であり、自家用・事業用の別が事業用であること。
- (3) 令和4年6月1日及び申請日において所有していること。

2 支援金の交付は、一事業者につき1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「交付申請者」という。）は、井原市貨物自動車運送事業一時支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可証の写し
- (2) 自動車検査証の写し（車両台数分）

- (3) 市内に本店又は事業所があることが確認できる書類(履歴事項全部証明書、開業届等)
- (4) 個人事業主にあつては、申請する年の前年の確定申告書第一表の控(収受日付印が押印されていること。なお、電子申告による申告の場合は受信通知を添付すること。確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控で代替することができる。)
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、井原市貨物自動車運送事業一時支援金交付決定及び額確定通知書(様式第2号。以下「交付決定及び額確定通知書」という。)により、不交付と決定したときは、井原市貨物自動車運送事業一時支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ交付申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び支払い)

第6条 前条の規定による交付決定及び額確定通知書を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、井原市貨物自動車運送事業一時支援金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(検査)

第7条 交付決定者は、市長が本支援金についての検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消すときは、井原市貨物自動車運送事業一時支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。